

1. はじめに —我が国の火山防災対策をめぐる背景、火山防災対策の推進に係る検討会の目的—

- 大規模噴火の発生間隔は数百年との見解もあり、富士山の宝永噴火(1707年)等の大規模噴火が相次いだ18世紀から200～300年余が経過した今日においては、近い将来に発生する可能性のある大規模噴火への対策も含め、火山噴火に対する万全の備えが必要。
- 「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針(平成20年)」を踏まえた火山防災体制の構築に向けた取組のさらなる推進を図るとともに、大規模噴火への対応も含めた今後の火山防災対策の課題を明らかにすることを目的として、平成23年1月に「火山防災対策の推進に係る検討会」を設置。
- 検討会では、噴火時等の避難計画策定、火山ハザードマップ整備、火山防災協議会設置の推進に向けて具体的な対応策を検討、さらに国が中心となり取り組むべき課題、かつ専門的な調査検討体制が必要な事項を整理。

2. 指針を踏まえた火山防災体制の推進に向けた取組 —噴火時等の避難計画策定の推進、火山ハザードマップ整備の推進、火山防災協議会設置の推進—

**避難計画策定の推進** ●噴火時における住民等の迅速かつ円滑な避難の実施には、事前の避難計画策定が重要。 ●火山関係自治体において噴火時に有効な避難計画の策定を推進させるためには、避難計画の作成手順や検討すべき項目を示したマニュアルの作成が効果的。 ⇒ 「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」を作成。

**火山ハザードマップ整備の推進** ●避難計画の検討を行う際には、火山ハザードマップの整備が必須。 ●現在、47の常時観測火山のうち10火山において火山ハザードマップが未整備の状況。 ●「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」は作成から既に約20年が経過。 ⇒ 実際の避難に繋がる火山防災マップの整備推進に向けた「火山防災マップ作成指針骨子」を作成。

**火山防災協議会設置の推進** ●火山周辺の市町村や関係機関は、平常時から、情報を共有し、避難の対応等について調整を行う広域的な体制としての火山防災協議会の設置が必要。 ●火山防災協議会の設置は47火山のうち25火山に過ぎず(平成24年1月現在)、設置済みでも実質的な活動を行っていない事例がある。 ⇒ 火山防災協議会の設置を推進及び活性化に向けた「火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)」の設置を提言。

3. 大規模火山災害対策に係る検討 —噴火時等の国・地方公共団体の連携、噴火時等の広域避難体制のあり方、広域火山灰対策のあり方—

いつ発生するかわからない大規模火山災害に備えるために、大規模噴火の発生時においては、国・地方公共団体の連携、広域避難体制、広域火山灰対策等の対応のあり方について、国が中心となり、従来の枠を超えた対応が求められることから、早期に検討の場を設置し、必要に応じて法制度のあり方も含めた議論を行うことが必要。

●噴火時等の国・地方公共団体の連携に関する検討課題

- ・避難対象地域の拡大や縮小に当たって専門的助言が得られる体制
- ・大規模噴火時の国・地方公共団体の連携枠組み
- ・大規模噴火時の合同対策本部等に対する国の役割と取組内容

●噴火時等の広域避難体制のあり方に関する検討課題

- ・大規模噴火時の広域避難体制のあり方・体制整備
- ・広域避難方法、避難経路、受け入れ先等のあり方
- ・大規模噴火時の集団避難および一時疎開のあり方
- ・大規模噴火時を想定した広域避難訓練のあり方

●広域火山灰対策のあり方に関する検討課題

- ・広域火山灰の監視・観測体制、関係機関や住民等への情報提供のあり方
- ・鉄道、道路、建物等における降灰処理作業における対応策
- ・広域火山灰による航空活動と経済活動等への被害の対応

4. 火山防災対策の推進に向けた検討

—火山監視・観測及び調査研究体制の充実、長期避難・復興等への支援策に向けた検討、火山との共生に向けて、防災情報のあり方、火山防災リテラシーの向上—

- 火山監視・観測及び調査研究体制の充実 …… 脆弱化しつつある。強化に向けた対策を講じる必要がある。
- 長期避難・復興等への支援策に向けた検討 …… 国が主導して取り組むべき被災地支援策のあり方について検討を行うことが必要。
- 火山との共生に向けて …… 火山の観光資源としての価値を高めつつ火山防災対策を推進させていくことが必要。
- 防災情報のあり方 …… 日頃から適切な情報のあり方、出し方について検討することが必要。
- 火山防災リテラシーの向上 …… 情報の受け手である住民が情報を取捨選択する能力(火山防災リテラシー)の向上を図ることが必要。

5. おわりに

- ✓ 東北地方太平洋沖地震により、日本列島周辺では応力状態が大きく変化し火山噴火の誘発の可能性があり、この事実を踏まえた火山防災対策を早急に進めることが必要。
- ✓ 大規模火山災害にも対応しうる火山防災体制を早期かつ確実に構築するため、監視・観測及び調査研究体制の強化、国として火山研究の中核となる関係省庁及び研究機関における人材の確保、観測施設の新設・増強のために必要な財源の確保、それらを総合的かつ継続的に実施するための計画の策定について、法制度のあり方も含めた検討を早急に開始する必要。